

# 労働相談Q & A

## 【質問】

私の会社では、有給休暇を取得すると、賞与の査定にあたってマイナスに評価されてしまいます。会社は、有休を取得しなかっただけ、多く働いたのだから当然と言っています。これは法律上問題ないのでしょうか。

## 【回答】

「使用者は年次有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他不利益な取扱いをしてはいけません」

## 【解説】

労働基準法に定められた年次有給休暇の取得に対する不利益取扱いの禁止について、労働基準法附則第136条に、『使用者は年次有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他不利益な取扱いをしないようにしなければならぬ』と規定しています。年次有給休暇の取得を賞与査定のマイナス要素として扱うことは、この規定に抵触することになり、違法となります。